

赤坂里づくり計画



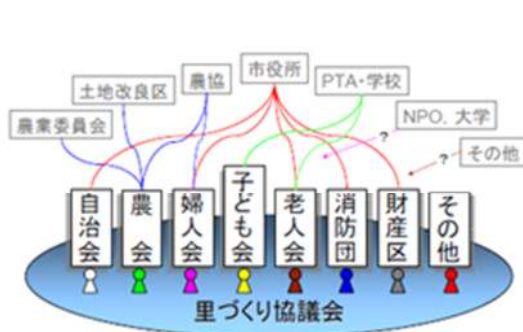
平成30年1月

赤坂里づくり協議会

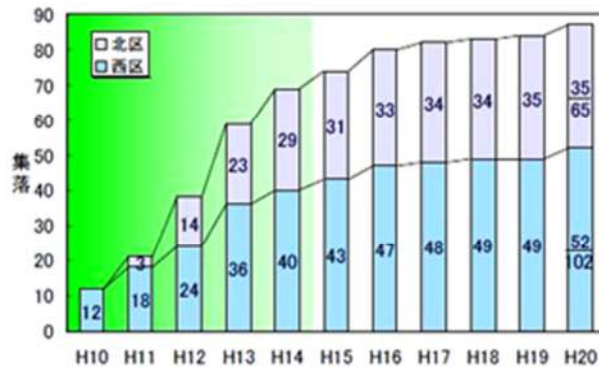
第1章 里づくり計画とは

神戸市では平成8（1996）年4月に、都市近郊農業と田園環境を確実に保全するための「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（以下、「共生ゾーン条例）」が制定された。「共生ゾーン条例」に基づいて既存の都市計画法や農業振興地域整備計画との整合性に配慮しながら、神戸市独自の土地利用規制として「農村用途区域」を指定するほか、農業の振興に関する計画や環境の整備に関する計画などを含めた「里づくり計画」が策定されているが、計画作りの主体は『里づくり協議会』が担っている。

『里づくり協議会』は、協議会のメンバーに農家以外の方も加わることで、自治会や農会をはじめ様々な立場の団体が集まること、そこに外部との繋がりもあることが特色である。このように立場の異なる人々が一同に会して集落の将来像を話し合うことで、色々な立場の意見や考えをお互いに発見でき、また様々なアイデアが生まれ、集落の絆も深まる。



里づくり協議会のイメージ



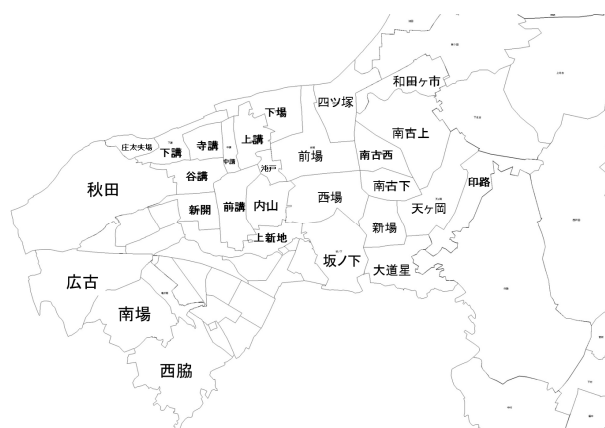
里づくり計画策定数の推移

一方、農業の振興や農村の活性化、あるいは農村を魅力あるものにするためや農村における市民相互のふれあいをすすめることを目的とした取り組みも実施されている。

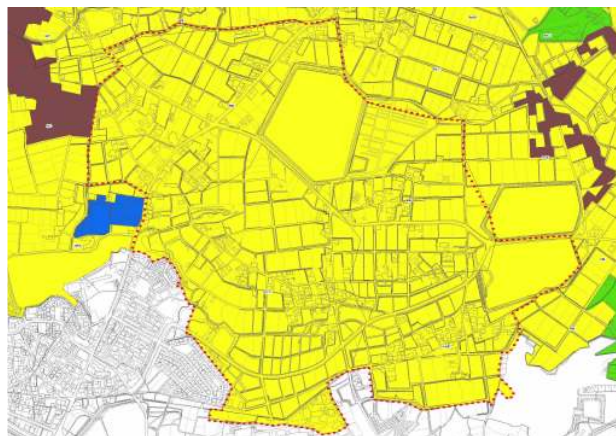
その他、共生ゾーン条例に基づく「農村用途区域」の用途変更を行うこともできる。これにより里づくり協議会は、集落の意向を土地利用に反映する権限を持っており、将来の土地利用を住民の手で考えていくことができる。つまり『里づくり協議会』は農村地域の将来を住民自らが語り、考える「場」として用意されている。

神戸市『人と自然との共生ゾーン条例』より

第2章 赤坂集落の概要



岩岡町の各集落



赤坂集落

(1) 赤坂集落の立地条件

岩岡町は神戸市の最西端、西区西部に位置し、東部で平野町、西部・南部で明石市、北部で加古郡稲美町にそれぞれ面している。赤坂集落は西場・新場・坂ノ下・大道星の4つの集落から構成されており、岩岡町の南部に位置し、南部で明石市大久保町、西部で上新地集落、東部で平野町に、北部で上村・南古集落にそれぞれ接している。集落の中心を県道148号線が走り、道路沿いには西区役所岩岡連絡所、JA兵庫六甲岩岡支店など、住民の生活の基盤となる施設が集まっている。

(2) 赤坂集落の世帯数 (2016)

西場	新場	坂ノ下	大道星	合計
73	35	54	38	200

(3) 赤坂集落の農家数

	2000年	2005年	2010年
農家数(戸)	78	75	75
専門農家	14	16	22
第1種兼業農家	14	10	7
第2種兼業農家	50	39	46

(4) 赤坂集落の営農状況

農家人口(人)	378	295	259
農地面積(a)	7847	7155	7419
田	6979	6478	6762
畑	384	—	—
樹園地	—	—	—

(5) 農村用途区域

赤坂集落の農村用途区域は、全て農業保全区域からなっている。農村用途区域に関し、現在定められている区域設定を変更しないものとする。

用途区域	面積 (ha)	割合 (%)	備考
農業保全区域	133.6	100	今後も区域の優良農地を保全活用する。
環境保全区域	0	0	新たな区域設定は行わない。
集落居住区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
特定用途 A 区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
特定用途 B 区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
合 計	133.6	100.0	

第 3 章 地区の整備の目標及び方針

赤坂集落の資源を活かして、農業振興、環境整備、地域の活性化を基本目標とし、以下の点を軸に魅力ある里づくりを進めていく。

- ① 様々な農業を振興するための条件整備
- ② 暮らしやすい生活環境の条件整備
- ③ 里づくりの拠点施設として農産物直売所を整備

第 4 章 農業振興計画

(1) 多様な担い手の育成

集落内の意欲ある農家を担い手として育成していく。

(2) 野菜・果樹の振興

集落内では水稻のほか、主にキャベツ、トマト、キュウリ、軟弱野菜、いちじく、観光用ブドウなどの園芸作物が生産されている。これらの生産振興を行い、安定した農業経営を目指していく。

(3) 農産物直売所

新たに整備する農産物直売所では、地域食材を活かした手作りの加工品販売を行うほか、消費者交流イベントの開催等により地域の活性化を目指す。

第5章 環境整備計画

集落内の環境整備に関する問題個所をまとめた結果、以下の地点が挙げられた。



(1) 都市計画道路岩岡神出線の早期着工について

赤坂地区を縦断する岩岡神出線は岩岡小学校および岩岡中学校に面し通学路としても利用している。岩岡連絡所から岩岡小学校までが道路幅が極端に狭いうえ、歩道も狭く一部はガードレールが無い箇所もあり、歩行者および通学自転車の安全が損なわれている（写真 1、2）（図①、②地点）。

特に通勤通学時間となる朝夕は本道の交通量が多いため、姫金神社（明石市大久保町大窪 2597）より赤坂公会堂（岩岡町岩岡 842-1）までの道路が迂回路として利用され、通学路並びに付近住民の交通問題に影響している。

また、赤坂公会堂より北へ甲七号池の中堤防道を通り(株)クボタへ抜ける車が朝夕に特に多く、岩岡神出線に並行した狭い生活道路が迂回路として定着している現状が朝夕に限らず顕著である。

岩岡神出線は都市計画道路整備方針の対象であり、平成 34 年度までに事業着手する予定ではあるが、現在迂回路となっている状況は集落の住民が安心して生活できる環境に大きな妨げとなっていることから、工事の早期着工を強く要望している。



写真 1

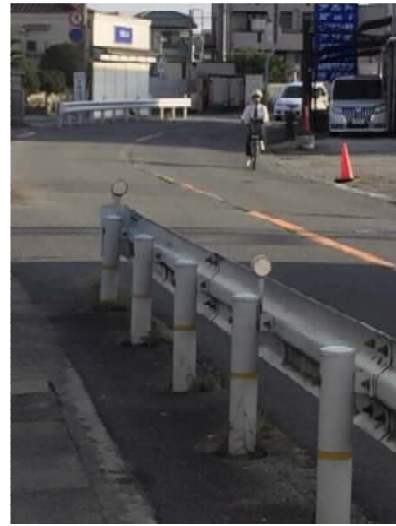


写真 2

(2) 農道の安全確保について

当地区は大型量販店が点在しているため隣接地域のみならず高速道路を利用した遠方からの買物客による交通量が多い。また学校、こども園、連絡所といった公的な施設の他、JA、郵便局、医療施設も当地区にあるため、主要道路以外の農道を抜け道として通行する車があり、農作業をする上で危険である。そこで関係機関に要望し安全対策を行う(写真 3,4) (図③、④地点)。



写真 3



写真 4

(3) 環境に好ましくない土地利用について

集落内に、資材置場など環境に好ましくないと判断される土地利用がされないか懸念される。共生ゾーン条例に基づき、赤坂里づくり協議会がこれらの土地利用を認めないことで、美しい農村景観や生活環境を守り、維持していく。

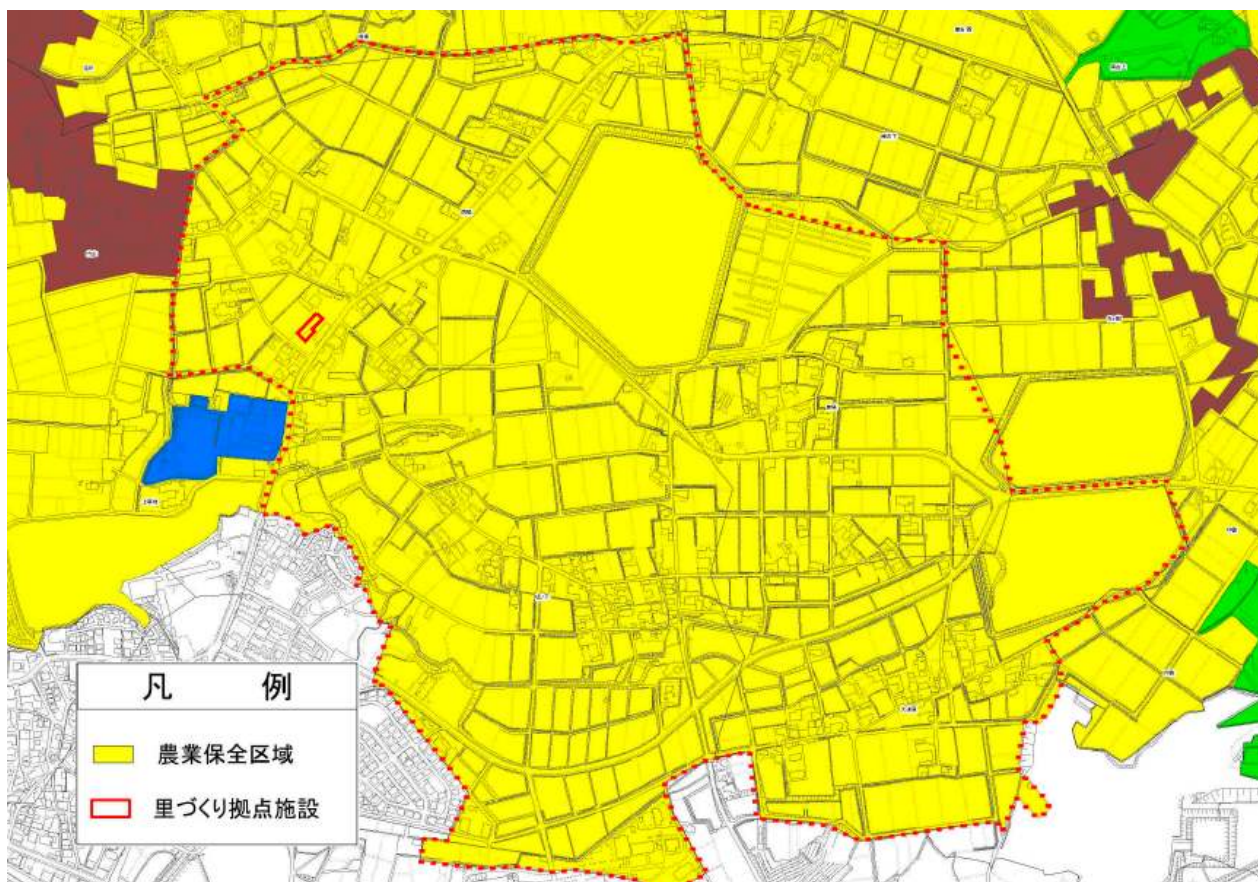
第6章 土地利用計画

(1) 里づくりの拠点施設

地域の活性化に資する施設として里づくりの拠点施設を整備する。

集落の西部に位置する農産物直売所を「里づくりの拠点施設（里づくり協議会が主体となって建築・運営するもの）」（次項および下図参照）として整備し、赤坂集落の活性化を目指す。

所在地および面積	神戸市西区岩岡町岩岡 944-1 の一部 土地面積約 1,300 m ²
運営主体	赤坂里づくり協議会及び兵庫六甲農業協同組合
施設の用途	①地元特産物等の供給施設 地元農産物販売のスペース、集出荷スペース ②都市住民と地域住民の交流に資する施設 消費者交流イベントの開催
建築物の概要	①建築物については、施設周辺の農村環境及び景観と調和のとれた規模・設計・構造および外観となるよう配慮する。 ②屋外広告及びデザインについては周辺環境に配慮したものとする。 ③駐車場については施設の規模及び用途に応じた適切な規模の駐車場の確保に努める。施設周辺における交流の機能を阻害し安全に支障をきたすことのないよう計画する。
その他特記事項	施設の管理責任は兵庫六甲農業協同組合が負うものとする。



赤坂里づくり計画の策定経過

日時	場所	協議事項	参集者
平成 28 年 10 月 22 日	赤坂公会堂	里づくり計画についての説明	赤坂里づくり協議会 9名
平成 28 年 10 月 29 日	西場公会堂 新場公会堂 坂ノ下公会堂 大道星公会堂	各集落での里づくり計画についての説明	西場 45名 新場 34名 坂ノ下 27名 大道星 21名
平成 28 年 11 月 27 日	赤坂公会堂	里づくり計画全体の合意形成	赤坂里づくり協議会 9名

赤坂里づくり計画の変更の策定経過

日時	場所	協議事項	参集者
平成 30 年 1 月 20 日	赤坂公会堂	里づくり計画変更の合意形成	赤坂里づくり協議会 9名